

マーケットレポート

FRB（米連邦準備理事会）の緊急利下げ、日銀の追加緩和について

◆概要

FRBは3月15日(米国現地日付)に臨時でFOMC(米連邦公開市場委員会)を開催し、新型コロナウイルスの感染拡大による景気下振れリスクを背景に、フェデラルファンド(FF)金利誘導目標を1.00%引き下げ、0.00%~0.25%に決定しました。ゼロ金利政策は2008年の金融危機以来となります。また、FRBは米国国債や住宅ローン担保証券を購入する量的緩和政策の再開も決定しました。

日銀は3月16日に前倒して金融政策決定会合を開催し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化を決定しました。ETF(上場投資信託)の買入れ枠を年間約6兆円から約12兆円へ引き上げるなど金融市場の安定を維持する措置を講じました。

◆3月16日の市場の反応

日経平均株価は日銀による金融緩和の強化が発表されると上昇する場面がありましたが、ETFの買入れ枠は増加したものの、年間約6兆円のペースで買入れるという原則的な買入れ方針に変更がなかったことなどから下落に転じ、2016年11月以来の安値となる17,002.04円で終わりました。

NYダウはFRBの緊急利下げによっても市場の動揺は収まらず、大幅に下落して始まりました。さらに、トランプ米大統領が記者会見で新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への悪影響が長期化する可能性を示唆すると、NYダウは下げ幅を拡大し、20,188.52ドルで終わりました。下げ幅は過去最大となりました。

日米金融市場		3月16日	前日比	
		終値	変化幅	騰落率(%)
株式	日経平均株価(単位:円)	17,002.04	▲ 429.01	▲ 2.46
	TOPIX	1,236.34	▲ 25.36	▲ 2.01
	NYダウ(単位:米ドル)	20,188.52	▲ 2,997.10	▲ 12.93
	S&P500	2,386.13	▲ 324.89	▲ 11.98
債券	日本10年国債利回り(単位:%)	0.017	▲ 0.037	—
	米国10年国債利回り(単位:%)	0.718	▲ 0.242	—
為替	米ドル/円(単位:円)	106.91	1.74	1.65

(出所)Bloomberg、一般社団法人投資信託協会のデータをもとにJP投信作成

◆今後の見通し

金融政策では新型コロナウイルスの感染拡大そのものは抑制できないため、目先の市場の反応は良くありませんでしたが、各国の中央銀行は企業の資金繰り悪化などによる金融危機のリスクを回避する手立てを着実に打ち出しています。こうした金融政策と同時に、各国は財政面でも協調しつつあり、世界景気が急速に縮小するリスクは低いものと考えられます。今回の新型コロナウイルスで人・物の動きが制限され、企業のサプライチェーンに深刻な影響が出ていますが、自然災害とは異なり物理的なインフラには問題はないため、終息に向かえば世界景気は急速に正常軌道に戻るものと想定されます。世界の株式市場は、今後も実体経済の悪化が経済指標などに表われる過程で荒い値動きが想定されますが、その過程で市場が冷静さを取り戻し、底値が形成されるものと考えられ、経済の正常化の兆しが見えれば反発することが期待されます。

以上

【ご留意事項】

- 当資料は、JP投信が投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申し込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

JP投信

商号:JP投信株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第2879号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

当資料は、JP投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、証券取引の勧誘を目的としたものでもありません。